

(2) 相談・心のケア支援について

被災者に伴走する形での「住宅・生活再建相談」「コミュニティ形成」「心のケア」支援なども行われています。

被災3県において心のケアセンターが設置され、岩手県では5か所、宮城県では3か所、福島県7か所が稼働しています。

(3) インフラの復旧状況について

復興庁では、地震・津波被災地域の「生活に密着したインフラ」の復旧は概ね完了したとしています。

引き続き、被災地の発展基盤となる「復興道路・復興支援道路」等の交通・物流網の整備や、復興まちづくりを進めるとしています。

(4) 産業・生業（なりわい）の再生について

岩手県、宮城県、福島県の「製造品出荷額」等については、平成26年に概ね震災前の水準まで回復したとのことです。

津波被害を受けた「リアス式海岸沿岸部」は、住民向け住宅を高台に移転し、沿岸部には復興に向けた商業施設が開業されました。

例えば、南三陸町の「南三陸さんさん商店街」「南三陸ハマーレ歌津」や石巻市雄勝地区の「雄勝観光物産交流館」などがあります。

仙台市以南においても、沿岸部に商業施設やレジャー施設が再建されています。

防潮堤を兼ねた「仙台東部復興道路」では、約10キロメートルの道路の海側が集団移転などで空き地となり、代わってJR東日本グループが整備する「観光果樹園」や地元ゼネコンなどが開発する「温泉複合施設」の建造が進められています。

ただし、津波被災地すべてが有効活用されているわけではなく、震災10年を迎えてもなお、荒れ地のまま放置されているところも少なくありません。

東日本大震災による津波と原発事故で大きな被害を受けた福島県の太平洋沿岸部には、新規に約390件の工場やオフィスが増設され、工業団地化しています。

岩手県沿岸では、サケ・マス類の試験養殖の取組みが進められ、「育てる漁業」への転換が進められています。

2. 写真展について

東京都は、東日本大震災発災から10年の節目に、震災から復興への道のりを歩む東北の姿を写したWeb写真展を2月11日から開催しています。

東京都においても発災直後からさまざまな支援を行ってきており、この出来事から得られる教訓や伝承を引き継ぎ、風化させないことを目的としたものです。

具体的な現地のようなすが、実際の貴重な写真で見ることができ、まちづくりのようすなど

